

静岡県風力発電施設等の建設に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン」に定める新エネルギーの導入を促進するため、事業者が、静岡県内に風力発電施設を設置するに当たり、生活環境、自然環境及び景観の保全の観点から自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、環境への影響を未然に防止することを目的とする。

2. 対象

このガイドラインは、静岡県内において風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯施設（以下「風力発電施設等」という。）の新設又は増設（以下「建設等」という。）を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- ・出力規模の合計が 10,000kW に満たない風力発電施設等の建設等
- ・風力発電施設等の建設等に関して、環境保全のためのガイドラインを既に制定している市町の地域内で行われる風力発電施設等の建設等

<解説>

- ・出力規模の算定は、設備のメーカーによる定格出力の合算とする。
- ・10,000kW 以上の施設が環境に影響の大きいものとして、国への補助金申請時に環境図書の添付が義務付けられており、「新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下 NEDO という。）の風力発電のための環境影響評価マニュアル（2003 年 7 月初版、2006 年 2 月改訂）（以下「NEDO のマニュアル」という。）を参考として環境影響評価が全国的に実施されている。

3. 建設等に当たっての基準

建設等に当たっては、次の基準によるものとする。

(1) 住宅等との距離

住宅等との距離（風車のタワー基礎部分からの水平距離）は、300m 以上とする。

<解説>

- ・住宅等での騒音レベルを環境基準の B 類型の基準値以下にするためには、2,000 kW 規模の風力発電施設から 300m 以上の距離が必要である。（NEDO の風力発電導入ガイドブックの距離減衰式より）
- ※B 類型とは、平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号による住宅地の騒音の環境基準であり、基準値は昼間 55dB、夜間 45dB となっている。

(2) 騒音

ア 環境基準が設定されている地域については、当該風力発電施設の設置予定位置から最も近い住宅等において、基準値以下とする。

イ 環境基準が設定されていない地域については、当該風力発電施設の設置予定位置から最も近い住宅等において、環境基準のB類型の基準値以下とする。また、現に環境基準のB類型の基準値を超えている場合には、当該風力発電施設の稼働によって3dB以上増加しないものとする。

<解説>

(1)住宅等とは、住宅のほか、学校、幼稚園、病院などの文教施設・保健福祉施設等をいう。

(2)3dB以上増加しないこととは、健康な人が騒音の増加又は減少を認知できる最低のレベル差が3dBとされていることから設定した。

(3) 低周波音

低周波音については、最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の物的及び心身に係る苦情に関する参照値未満となるよう配慮するものとする。

<解説>

環境省「低周波音問題対応の手引書」の「低周波音問題対応のための評価指針」引用

低周波音による物的苦情に関する参照値 ※

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------|-----|----|----|------|----|----|----|------|----|------|
| 1/3オクターブバンド | 周波数低 | ← | | | | | | | | → | 周波数高 |
| 中心周波数(Hz) | 5 | 6.3 | 8 | 10 | 12.5 | 16 | 20 | 25 | 31.5 | 40 | 50 |
| 1/3オクターブバンド | | | | | | | | | | | |
| 音圧レベル(dB) | 70 | 71 | 72 | 73 | 75 | 77 | 80 | 83 | 87 | 93 | 99 |

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値 ※

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------|------|----|----|----|------|----|----|----|----|------|
| 1/3オクターブバンド | 周波数低 | ← | | | | | | | | → | 周波数高 |
| 中心周波数(Hz) | 10 | 12.5 | 16 | 20 | 25 | 31.5 | 40 | 50 | 63 | 80 | |
| 1/3オクターブバンド | | | | | | | | | | | |
| 音圧レベル(dB) | 92 | 88 | 83 | 76 | 70 | 64 | 57 | 52 | 47 | 41 | |

※ 測定値がいずれかの周波数で参照値以上であれば、その周波数成分が苦情原因である可能性が高い。

(4) 電波障害

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等によってテレビ電波等に影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。

イ 事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起これる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。

(5) 自然環境

- ア 事業者は、風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。
- イ 事業者は、動植物に与える影響が回避できない場合には、専門家その他知見を有する者、地元市町及び県の関係機関と環境保全対策について十分な協議を行い、改善のための措置を講じるものとする。
- ウ 事業者は、動植物に与える影響が大きく、復元が困難であるとして、県から環境の保全について対応を求められた場合には、文書による回答を示すとともに、必要な措置を講じるものとする。

(6) 景観

- ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、自然及び歴史的環境と調和した景観を守るよう計画するものとする。
- イ 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるよう配慮するものとする。
- ウ 事業者は、景観に与える影響が大きく、良好な景観若しくは風致を著しく阻害するとして、県から環境の保全について対応を求められた場合には、文書による回答を示すとともに、必要な措置を講じるものとする。
- エ 「新静岡県景観形成ガイドプラン（平成 18 年 3 月策定）」で定められた、「しずおか景観形成重要地域」においては、その指針と整合を図るとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づいた「景観計画」が策定されている市町においては、計画との整合を図るものとする。

(7) 光害

- 事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、動植物への影響等の光害が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(8) 文化財

- 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 1 条及び静岡県文化財保護条例（昭和 27 年県条例第 33 号）第 1 条に規定する文化財の保存及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財及び埋蔵文化財以外の文化財についても、専門家その他知見を有する者、地域住民及び県又は市町の教育委員会から情報を聴取し、風力発電施設等の建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

4. 建設等に当たっての調整手順

- (1) 事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、風力発電施設等の建設等により環境影響を受けるおそれがあると思われる近隣住民及び周辺地権者（以下「住民等」という。）並びに関係する公的機関や関連団体に対して、事前に事業概要等を説明するものとする。
- (2) 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たり、環境、景観又は住民生活への影響について専門家や県及び市町から意見を聴取し、事前に十分な調整を行うものとする。
- (3) 県関係室は、事業者から風力発電施設等の建設等についての協議依頼を受けた場合は、「静岡県環境影響評価連絡会議（以下「連絡会議」という。）」事務局（静岡県県民部環境局生活環境室）に連絡し、事務局は連絡会議を開催するものとする。
- (4) 環境影響評価の実施
事業者は、風力発電施設等の建設等に当たり、「NEDOのマニュアル」に基づき環境影響評価を行うものとする。なお、環境影響評価を行うに当たっては、**3. 建設等に当たっての基準**を項目又は手法の中に加えて調査を行うものとする。
- (5) 事業者は、「NEDOのマニュアル」に基づき作成した方法書、評価書案及び評価書について、作成後速やかに、地元市町及び県に提出するとともに、県民が閲覧できるよう公表するものとし、県はその概要をホームページ等で公表するものとする。
- (6) 事業者は、地元市町、県及び住民等から、(5)に定める方法書及び評価書案について、「NEDOのマニュアル」に基づき意見を求め、可能な限り評価書に反映させるものとする。
- (7) 事業者は、環境影響評価書を作成する前に、住民等に対して事業内容等を説明するとともに、地元市町の同意を得るものとする。
- (8) 前項において説明する事業内容等は次に掲げる事項とする。
 - ①具体的計画内容（施設位置、建設規模、スケジュール、工事内容）
 - ②環境調査結果及び環境影響評価書案
 - ③環境影響評価に基づく配慮事項（実施設計に反映する内容とする。）
 - ④予測以上の影響発生時及び事故発生時の対処方法等
- (9) 県は、提出された方法書及び評価書案について、連絡会議において審議し、意見を述べるとともに、述べた意見をホームページ等で公表することができるものとする。
- (10) 事業者は、環境影響評価書の公表を、風力発電施設等の実施設計の着手前に行うものとする。

<解説>

- (1)概要を計画した段階とは、風況調査結果により、おおよその建設地域を確定し、経済的に成立する発電規模の概数を想定した段階をいう。(基本設計に着手する段階)
- (5)静岡県環境影響評価条例における公告縦覧と同等の手続きを求めている。また、方法書、評価書案及び評価書の県への送付部数等、手続きの詳細については、別途定める。
- (8),(10)ここでいう実施設計とは、施工に必要な図面を作り出す作業をいう。
- (10)環境影響評価結果を事業に反映できるようにするためのものである。

5. 施設稼働後の遵守事項

- (1) 事業者は、3. 建設等に当たっての基準（(1)を除く）について、施設稼働後に環境影響調査を実施し、調査結果等について住民等から意見聴取を行うものとする。
- (2) 事業者は、(1)の結果について地元市町及び県に報告し、意見を求めるものとする。
- (3) 事業者は、(1)の結果及び(2)の意見等に基づき、可能な限り改善のための措置を講じるものとする。
- (4) 事業者は、(3)で講じた措置について、地元市町及び県に報告するとともに、県民が閲覧できるよう公表するものとする。

6. その他

- (1) 事業者は、本ガイドラインの対象外である出力規模が 10,000kW に満たない風力発電施設等の建設等に当たっても、3. 建設等に当たっての基準について配慮するとともに、地元市町に協議するものとする。
- (2) 5. 施設稼働後の遵守事項は、本ガイドライン施行時に既に稼働している施設等については適用しない。
- (3) 事業者は、関係法令に基づく許認可、届出等について、個別に調整を行なうものとする。
- (4) 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

附則 このガイドラインは、平成 19 年 7 月 24 日から施行する。

<参考>

ガイドラインによる手続きのながれ

| 風力発電施設 建設手順（事業者） | NEDO マニュアル の環境影響評価 | ガイドラインの求める手続き | 補足説明 | 県の関与 |
|---------------------|-----------------------------|--|---|-------------------------------------|
| 立地調査 | — | — | — | |
| 風況調査 | — | — | — | |
| 事業立案 | — | 住民等、公的機関へ概要説明 | 公的機関には、市町、県を含む | ↑ 庁内連絡会議 による審議と 意見の提示 ↓ |
| 基本設計 | 方法書 (作成・公開・意見集約) | ・県民へ公表、県・市町へ提出 ・意見募集、意見集約 | 公表1ヶ月・意見募集は公表中及びその期間満了後2週間 | |
| | 調査 | 建設等に当たっての基準を追加 | 追加する基準 ・住宅等との距離 ・光害 ・文化財 | |
| | 評価書案 (作成・公開・意見集約) | ・県民へ公表、県・市町へ提出 ・意見募集、意見集約 ・住民等への説明、地元市町の同意 | ・住民等への説明は評価書案に基づいて実施する ・公表1ヶ月・意見募集は公表中及びその期間満了後2週間 | ↑ 庁内連絡会議 による審議と 意見の提示 ↓ |
| | 評価書 (作成) | 県民へ公表、県・市町へ提出 | — | |
| 実施設計 | — | — | 環境影響評価の結果を反映させる | |
| ・各種許可申請 ・補助金申請等 | — | — | — | |
| 建設工事 | — | — | — | |
| 運転・保守 | — | ・事後調査、住民等意見聴取 ・県民へ公表、県・市町へ報告 | — | 必要に応じ意見の提示 |